

## 平和推進補助事業選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市平和館平和推進補助事業に係る補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第6条の規定に基づき設置する平和推進補助事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付要綱第2条（条件に適合する平和推進事業）に定める選定に関すること。
- (2) その他、目的の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 選定委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局市民生活部長
- (2) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (3) 市民文化局人権・男女共同参画室担当課長
- (4) 市民文化局平和館長
- (5) 教育委員会事務局生涯学習部長

### (委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、委員長は市民文化局人権・男女共同参画室長をもって充てる。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第6条 選定委員会において委員長が必要と判断した場合は、関係者及び参考人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 選定審査にあたっては、平和に関する専門的見地から学識経験者等の識見を聴くものとする。

3 前項に掲げる者は、平和館運営委員会委員及び学識経験者等のうちから、委員長が指名する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、市民文化局平和館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成27年4月1日以降の申請分から適用し、同日前の

申請分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。